



2022年11月25日

各位

会社名 株式会社DTS  
代表者名 代表取締役社長 北村 友朗  
(コード番号 9682 東証プライム)  
問合せ先 取締役常務執行役員 浅見 伊佐夫  
電話 03 - 3948 - 5488

## 社員向け譲渡制限付株式交付制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社社員に対してDTSグループ社員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式をインセンティブのひとつとして付与する制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

本制度は、当社社員に対して、本持株会を通じて当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（普通株式）の取得機会を提供することにより、社員一人ひとりに、会社との一体感とともに、自らの会社であるとのオーナーシップ意識を醸成することで、社員自身がなすべきことを自律的・主体的に考え、全社が一丸となって事業の達成に取り組み、中長期的な企業価値の向上を図り、持続的に成長・発展する会社であり続けることを目的として導入するものです。

#### 2. 本制度の概要

本制度においては、本持株会に加入資格のある当社社員のうち、当社が別途定める期限までに本持株会の会員となる社員であって、本制度の適用の対象となる社員（以下「対象社員」といいます。）に対し、当社から譲渡制限付株式付与のための金銭債権（以下「本金銭債権」といいます。）が支給されます。対象社員が本金銭債権を本持株会に対して臨時拋出し、本持株会が対象社員から臨時拋出された本金銭債権を当社に対して現物出資することにより、対象社員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることとなります。

今後、当社取締役会において本制度に係る具体的な内容を決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以上